

数専ゼミ通信教育センター 代理店契約書（初版）

平成17年6月5日(日)現在

第1条（契約書の目的）

この契約書は、**数専ゼミ通信教育センター**（以下「センター」と称する）が開発した中学数学自習システム（通信教育「中学数学講座」）を代理店に対して販売委託をするに際して、センターと委託する代理店との間の販売委託条件などを取り決めるものである。（以下、通信教育「中学数学講座」を「通信教育講座」と称する。）

第2条（代理店の業務内容）

(1) 代理店は、センターがインターネットを通して配信する通信教育「中学数学講座」を団体または個人に販売する。

* 販売対象の団体、個人が、「通信教育講座」を受講するのに必要な設備をもっていない場合は、この設備の販売も行うことができる。

* この場合の設備とは、コンピューターをインターネットに接続するのに必要なハード、ソフトの総体をいい、センターは、これらの設備を設置するための業者を代理店に紹介する。

団体とは、塾、学校あるいは学習サークルなど、何人かの生徒を集めて「通信教育講座」を受講させる組織をいう。

販売とは、団体あるいは個人に、「通信教育講座」の受講契約をしてもらう、という意味である。

（販売＝契約方法）

代理店は、次の方法で団体あるいは個人と「通信教育講座」の受講契約を結ぶ。

1. 団体あるいは個人に、「**中学数学講座・入会（受講）申込書**」を書いてもらう。
2. 「**中学数学講座・入会（受講）申込書**」をFAXあるいは郵送でセンターへ送信する。
3. 後日、会員から送金されてきた入会金と当月分の受講料のうち、「代理店契約書」第4条に定められている割合を数専ゼミの郵便振替口座へ振り替える。

（センターによる代理店への販売アシスト）

* センターは、代理店の要請により、受講希望者に対し、通信教育システムの具体的な内容を説明する。

* センターは、代理店に対し、「通信教育講座」の販売に必要なツール類を提供する。

(2) 販売した団体、個人はその代理店の会員となる。

(3) 代理店は、センターの委託を受け、毎月、会員から受講料・管理費の徴収を行い、そのうちの第4条で定めた割合をセンターへ支払う。

第3条（代理店資格の発効・代理店の権利）

- (1) センターからの、「通信教育講座」の委託販売の依頼に対して、「委託販売受諾書」をセンターへ提出することで、代理店の資格が発生し、ただちに「通信教育講座」の販売を行うことができる。
センターは「代理店依頼書」を代理店に送付することで正式に代理店であることを承認する。
- (2) 代理店資格を得るためには、加盟金とか賛助金など、いかなる費用も必要としない。
- (3) 代理店は、「通信教育講座」を販売することで「販売手数料」を受領する。
「販売手数料」については第4条で定める。

第4条（「販売手数料」とその受け取り方法）

- (1) 代理店は、毎月、「通信教育講座」を受講している会員が支払う受講料と管理費の30%を「販売手数料」として受け取る。
- (2) 「販売手数料」の受け取りは、次の手順で行う。

* 月々の受け取りの場合

センターは、毎月20日前後に、会員に対して、翌月分の受講料および管理費を請求する。

- ・（請求方法）個々の会員に対して、「請求書」と「郵便振替用紙」を郵送する。
- ・（請求の内訳）センターは、代理店に対して、月末に「代理店会員名簿」を送付（FAXまたは郵送）し、次月分の会員への請求の内訳と代理店が次月分の受講料・管理費としてセンターへ支払うべき金額をを提示する。

会員は、「通信教育講座」を購入した代理店の郵便振替口座に請求金額を振り込む。

代理店は、その内の70%を数専ゼミの郵便振替口座へ振り替える。

毎月7日までに当月分の受講料・管理費の振替を完了するものとする。

ただし、送金手数料は代理店の負担とする。

* 新規入会の場合

代理店より「入会（受講）申込書」が送信されてきたら、センターは入会（受講）申込者に入会金と当月の受講料の「請求書」と「郵便振替用紙」を郵送する。

以下、上の「月々の受け取りの場合」の、と同じとする。

管理費は、センターが会員にパスワードを発行してから、センターが会員に対して請求する。よって、管理費については、入会の翌月に2ヶ月分を同時に請求することとする。

この管理費に対する「販売手数料」は、毎月の受け取り方法に準拠する。

(3) 「販売手数料」の支払い停止

* 「販売手数料」が支払い停止されるのは、次の場合である。

代理店が販売した「通信教育講座」の会員が退会した場合：

この場合は、退会した月から「販売手数料」の支払いは停止される。

会員の退会届けは、会員からメールにてセンターへ提出されるので、センターは、退会後の最初に郵送する「代理店会員名簿」で、退会した会員名を代理店に通知する。

代理店が会員から受領した受講料、管理費の70%を、第4条(2)に定めた期間内にセンターに送金しない場合：

この場合は、送金しない月から「販売手数料」の支払いは停止され、代理店の資格を失う。

同時に、代理店の会員は、センターの直販部の会員となる。

第5条（代理店の免責，その他）

- (1) 代理店は、センターが行う学習指導に関しては、一切の責任を負わない。
学習指導に関する会員からのクレームはすべてセンターの責任において処理する。
- (2) 代理店には、販売数のノルマはない。

第6条（代理店契約の解約）

- (1) 代理店は、いつでも代理店であることをやめることができる。
- (2) 代理店をやめた後でも、その代理店の会員が講座の受講を続けたい場合には、センターの直販部の会員として、そのまま継続して受講する。
- (3) 一度やめた代理店、あるいは代理店資格を喪失した代理店であっても、再度代理店になることはできる。
ただし、第4条(3)条項で代理店資格を失った場合は、再度代理店になることはできない。

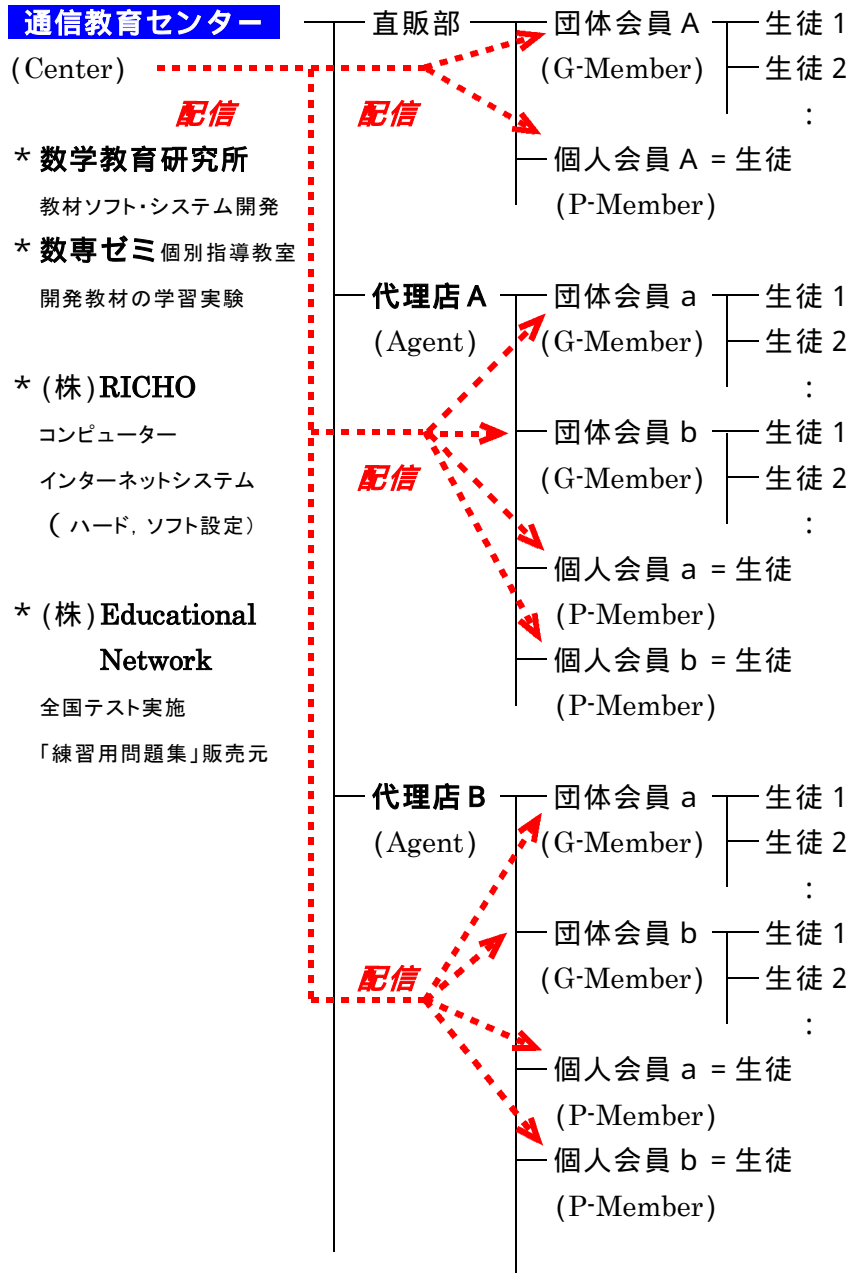
第7条（「代理店契約書」の保存義務，およびその他）

- (1) 「代理店契約書」は、センターと代理店は、それぞれ契約が解約されるまで保存するものとする。
- (2) 「代理店契約書」に規定のない事項が生じた場合、「代理店契約書」の理念にのっとり、お互いの利益に合致する方向で、話し合いの上、解決する。
- (3) 社会情勢の変化等により、やむなく「代理店契約書」の内容の変更が必要になった場合には、センターは代理店に対し、1ヶ月前に新しい「代理店契約書」を提示し、変更内容の説明をする。
とくに、代理店からのクレームがない場合には、新しい「代理店契約書」は指定した日より発効する。

数専ゼミ通信教育ネットワーク組織図

* 団体会員は塾，学校など

* 代理店は教材販売会社など



* 代理店は会員（団体，個人）を募集し，組織・管理する。

* 通信教育センターは個々の会員に対して中学数学自習システムをインターネットを通して配信する。

* 団体会員は受講生を集め，教室等で生徒に講座を受講させると同時に生徒を組織・管理する。

* 生徒は通信教育センターのホームページへアクセスし，講座を受講する。